

令和6年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

日頃、上田市の税務行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

固定資産税では、土地、家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象になります。

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在に所有している償却資産について、資産の所在する市区町村長へ申告をする必要があります。（地方税法第383条）

つきましては、この「申告の手引き」をご覧いただき、申告書等の作成をお願いします。

提出期限 令和6年1月31日(水)

※提出期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、1月17日(水)までの提出に御協力をお願いします。



◆個人の方も申告が必要な場合があります

- ア 個人でお店などを経営されている方
- イ 太陽光発電設備を所有している方
- ウ アパートや駐車場などを貸し付けている方

◆ご注意

- ア 税務署へ提出する確定申告とは異なり、別途市町村に償却資産の申告が必要です。
- イ 資産の変更がない場合や課税になっていない場合でも、対象となる資産を所有している方は申告をする必要があります。
- ウ 廃業等により事業を行わなくなった場合は、その旨を申告してください。

インターネット(eLTAX)から申告書の提出ができます!

地方税共同機構の運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)で、簡単・便利に利用できる電子申告等を受け付けています。ぜひご利用ください。



※事前に電子証明書等を取得された上で、eLTAXのホームページから利用の届出を行うと、直ちに電子申告を利用することができます。

※詳細なご利用方法や具体的な操作方法等については、eLTAXのホームページをご覧いただとか、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。

【地方税ポータルシステム】

eLTAXホームページ ▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXヘルプデスク 電 話：0570-081459

(上記の電話番号で繋がらない場合：03-5521-0019)

受付日：月曜日～金曜日（土日祝祭日、年末年始を除く）

受付時間：9:00～17:00

エルタックス

検索



〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号

上田市役所 財政部 税務課 諸税係

電話(直通)：0268-23-5169 FAX：0268-22-4136

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損失又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の法令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

（1）対象となる資産

令和6年1月1日において上田市内に所在し、事業の用に供することができる有形固定資産（前期決算期以降1月1日までの増減資産を含む）で、次に該当するものは申告の対象となります。

- ア 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- イ 減価償却済の資産（耐用年数が経過した資産）
- ウ 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- エ 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）、簿外資産、遊休又は未稼働資産
- オ 改良費（資本的支出）
- カ 福利厚生の用に供するもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
(「中小企業等の少額減価償却の取得価額の損金算入の特例」の適用)
- ク 耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満（平成元年4月1日～平成10年3月31日までに取得した場合は20万円未満）の資産であっても、個別に減価償却しているもの
- ケ 清算中の法人が有する償却資産のうち、精算事務の用に供されているもの及び他に貸し付けているもの

（2）対象とならない資産

次にあげる資産は課税対象ではありませんので、申告は不要となります。

- ア 自動車税、軽自動車税の課税対象となるべきもの
 - イ 無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、商標権、特許権、営業権など）
 - ウ 繰延資産（開業費・創立費・開発費など）
 - エ 耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満（平成元年4月1日～平成10年3月31日までに取得した場合は20万円未満）の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費に算入しているもの）
 - オ 取得価格が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
 - カ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定する所有権移転外及び所有権移転リース資産で取得価格が20万円未満のもの
 - キ 家屋の附帯設備のうち、家屋と一体となって効用を發揮し、家屋自体の効用を高めるもの（屋内の電気・ガス・給排水設備など。ただし、貸借人が取り付けたものは除く。）
- *エ・オについては、令和4年4月1日以後、貸付（主要な事業として行われるもの）の用に供するものは除外される。

(3) 業種別の償却資産の具体例

業種	主なもの
共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外灯、看板、広告設備、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、パソコン、コピー機、レジスター、エアコン、フェンス、屋外ガス設備、屋外給排水設備、福利厚生設備 等
	〈テナントの方の場合に該当するもの〉 内・外装、造作、建具、電気・衛生設備、屋内ガス・給排水設備、冷暖房設備 等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケ機器、冷凍庫、冷蔵庫 等
小売店	陳列棚、陳列台、商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 等
理容・美容業	理容・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、パーマ器、サインポール 等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、X線装置、電気血圧計、歯科診療用ユニット）、待合室いす用 等
駐車場事業	柵、屋外照明設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金清算機 等
不動産貸付業	屋外電気設備、自転車置場、ゴミ置場 等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、構内舗装、溶接機、貯水設備 等
バー・喫茶	ステレオ、ガスレンジ、自動食器洗浄器、製氷器、楽器、ミラーボール、放送設備 等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機 等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー 等
自動車修理業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサー 等
ガソリンスタンド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、独立キャノピー、消火設備 等
金属加工業	旋盤、ボール盤、プレス機、溶接機、フライス盤、研削盤、鋸盤、グラインダー、せん断機、取付工具、切削工具 等
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、農業用器具 等

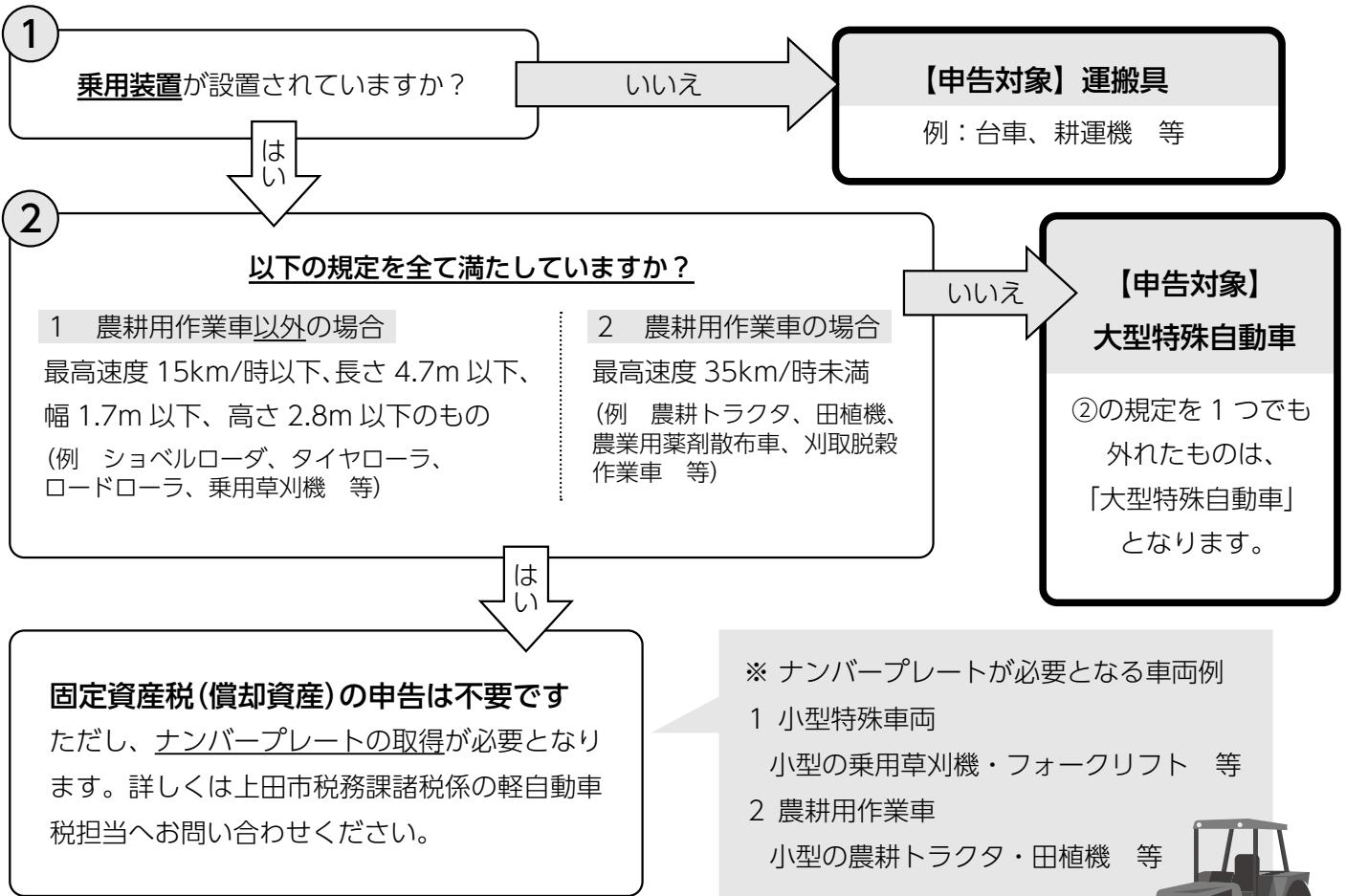
(4) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構築物	舗装路面（アスファルトなど）、門、塀、庭園、煙突、貯水槽、屋外排水溝、緑化施設、看板、広告塔、その他土地に定着する土木設備又は工作物
	建物附帯設備	受変電設備、屋外照明設備等、屋外給排水設備、家屋の評価に含まれない設備
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、原動機、ポンプ類等の汎用機械、その他機械装置、 <u>太陽光発電設備</u>
3	船舶	ボート、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬機	大型特殊自動車（分類番号が0、00～09、000～099、9、90～99、900～999の車両）
6	工具、器具及び備品	パソコン、金庫、陳列ケース、ルームエアコン、レジスター、応接セット、貸衣装、複写機、冷蔵庫、測定工具、金型、事務機器、理容・美容機器、医療機器、自販機等

(5) 償却資産と混同しやすい区分

■ 「車両及び運搬具」と軽自動車について

次のフローチャートを確認し、申告してください。(公道走行の保安基準とは別となるためご注意ください)



■家屋と特定附帯設備について

家屋の附帯設備のうち、家屋と一体になっていないもの、簡単に取り外しができるもの、他へ転用することができてそれ自体に資産価値のあるもの、家屋自身の効用を高めないものは償却資産となります。

また、家屋の貸借人（テナント）が自らの事業を営むために、賃借した家屋に取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や内外装及び建具、配線・配管等を特定附帯設備といいます。特定附帯設備はテナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。（地方税法第343条第10項、上田市税条例第54条第7項）

建物附属設備の家屋と償却資産の区分表（主な設備等の例示）

設備等の内容	家屋の所有関係	
	自己所有家屋	借家
受変電設備、発電設備、蓄電池設備	償却資産 償却資産として申告が必要となります。	
屋外給排水設備、屋外ガス設備		
ルームエアコン、ブラインド、看板、ネオンサイン		
内装（床・内壁・天井等）、外装、造作、建具	家屋 家屋として固定資産税の対象 となります。（申告不要）	
屋内電気設備、屋内給排水設備、衛生設備		
冷暖房設備（家屋と構造上一体となっているもの）		

(6) 申告が漏れやすい償却資産

■太陽光発電設備

太陽光発電設備は償却資産に該当し、所有者が法人、個人に関わらず申告が必要になる場合があります。

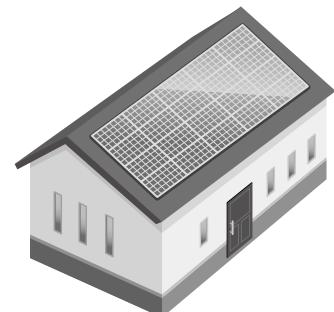
区分	発電量が <u>10kw</u> 未満	発電量が <u>10kw</u> 以上
個人（住宅用）	申告不要	【申告が必要です】※ 余剰売電又は全量売電している場合は、申告の対象になります。
個人（事業用） ・ 法人		【申告が必要です】 工場、店舗、アパート等に設置されている太陽光発電設備、野立ての太陽光発電設備など事業の用に供している資産については、個人・法人ともに <u>発電量</u> に関係なく償却資産の申告の対象になります。

※屋根の上に、架台に載せた太陽光パネルを設置している場合は、償却資産の申告の対象になります。

屋根材一体型（ソーラーパネル葺） の場合は、申告の対象なりません。

〈償却資産の申告対象となる太陽光発電設備の例〉

資産の種類	主なもの
構築物	コンクリート舗装、フェンス 等
機械及び装置	太陽光発電設備一式（太陽光パネル、架台送電設備、電力量計、パワーコンディショナー、設備設置のためにかかった工事費 等）

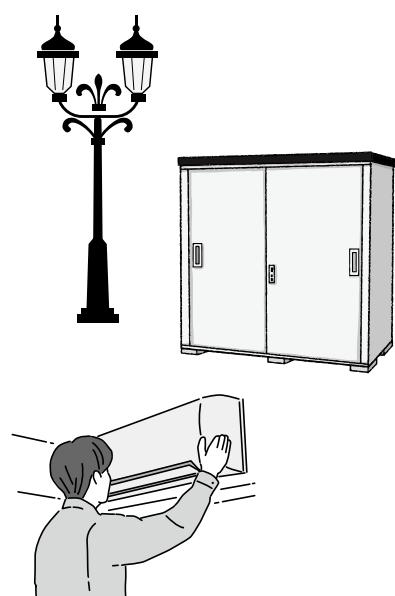


■アパート等賃貸物件に付随する償却資産

賃貸用のアパートや駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。

〈主な償却資産の例〉

資産の種類	主なもの
構築物	外構工事（駐車場舗装、車止め、白線など）、門、塀、フェンス、看板、植栽工事、屋外電気設備（電力引込線、外灯など）、屋外給排水設備（雨水枡、側溝、屋外給配水管など）、物置（土地に固定していないもの）、自転車置場 等
機械及び装置	太陽光発電設備 (屋根瓦自体がソーラーパネルの場合を除く)
工具、器具及び備品	ルームエアコン、集合郵便受け 等



2 申告方法、申告方式、提出書類について

申告が必要な方

(1) 対象となる資産

令和6年1月1日現在、上田市内に償却資産を所有している方です。なお、次の方も申告が必要です。

- ア 債却資産を他に賃貸している方
 - イ 所有権移転外リースの場合、債却資産を所有している貸主の方
 - ウ 所有権移転リースの場合、原則として債却資産を使用している借主の方
 - エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に確保されている債却資産は原則として買主の方
 - オ 債却資産の所有者がわからない場合、使用している方
 - カ 債却資産を共有している方（各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、「代表者外〇名」という共有主義で申告してください。）
 - キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた貸借（テナント）等の方
 - ク 廃業、移転、合併、清算等で全ての資産が減少した方
- ※債却資産を所有していない方も「資産なし」として申告をお願いします。

(2) 申告方法

ア 書類による申告書等を提出する方法

各申告書類を、上田市役所税務課の窓口又は郵送にて提出をお願いします。

※郵送による申告で、受付印が押された控えの返送を希望される場合は、「控用」申告書と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。（返信用封筒の同封がない場合、返送いたしませんので御承知おきください。）

イ 電子申告による申告データを提出する方法

地方税ポータルシステム（eLTAX）より、申告データの送信をお願いします。（詳細は表紙参照。）

(3) 申告方式と提出書類

ア 一般方式

前年中に増加・減少した資産（資産の変更がない場合も含む。）を申告する方式で、評価額等の計算は市で行います。

イ 電算処理方式

1月1日現在所有している全ての資産について、申告者側で評価額等を計算して申告をする方式です。前年中に資産の増加・減少がない場合でも、全ての資産について評価額等を計算の上、申告をしてください。

申告の区分	提出書類				
	債却資産 申告書 (第26号様式)	種類別明細書			
		一般方式		電算処理方式	
		一覧表	増加資産・ 全資産用	増加資産・ 全資産用	減少資産用
初めて申告をする方	○		○	○	
増加又は減少した資産がある方	○	○	○	○	○
増加又は減少した資産がない方	○	○		○	
廃業や市外への所在地移転等をした方	○	○			○
債却資産を所有していない方	○				

※前年度、電算処理方式で申告をした方には「種類別明細書（一覧表）」が同封されていません。
資産の明細をご覧になりたい場合は、昨年の電算申告データを御確認ください。

(4) 申告上の注意

- ア 前年度の申告と比較し、申告が漏れていた資産を追加する場合や既存資産に修正等がある場合は、必ず種類別明細書の摘要欄にその旨を記載してください。
- イ 市で送付した申告書以外を使用して申告する場合や、地方税ポータルシステム(eLTAX)より電子申告をする場合の申告書に記載する所有者コードは、市で送付した申告書右上に記載されている所有者コードまたは固定資産税納税通知書に記載されている通知書番号を記載してください。
- ウ 所有者が亡くなった場合や、事業を引き継がれた場合は、申告書の住所・氏名欄を新所有者のものに書き換えてください。

3、課税標準の特例・非課税の範囲

(1) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法第349条の3の4、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3、同法附則第56条、同法旧附則第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

(2) 非課税の範囲

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産については固定資産税が非課税となります。

※特例、非課税の適用を受ける資産がある場合は、申告書の備考欄にその旨を記入してください。

4、国税の取扱いとの主な違い

国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税（固定資産税：償却資産）の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。申告の際、お間違えのないようご注意ください。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
減価償却の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	「固定資産評価基準」に定める減価率によります。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳	不可	可
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	不可	可
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格（1円）
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	不可	可

5 税額の算出方法

①評価額を算出

申告した資産を取得時期、取得価額及び耐用年数に基づいて1件ずつ計算し、評価額を算出します。

ア 前年中に取得した資産	イ 前年前に取得した資産
取得価額×減価残存率(前年中取得のもの) =評価額(★)	前年度評価額(★) ×減価残存率(前年前取得のもの) = 評価額

※ア・イの方法により計算し、評価額が取得価額の100分の5になるまで償却します。

評価額が取得価額の100分の5未満になる場合は100分の5でとどめます。

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2年	0.658	0.316	11年	0.905	0.811	20年	0.945	0.891
3年	0.732	0.464	12年	0.912	0.825	25年	0.956	0.912
4年	0.781	0.562	13年	0.919	0.838	30年	0.963	0.926
5年	0.815	0.631	14年	0.924	0.848	35年	0.968	0.936
6年	0.840	0.681	15年	0.929	0.858	40年	0.972	0.944
7年	0.860	0.720	16年	0.933	0.866	45年	0.975	0.950
8年	0.875	0.750	17年	0.936	0.873	50年	0.977	0.955
9年	0.887	0.774	18年	0.940	0.880	55年	0.979	0.959
10年	0.897	0.794	19年	0.943	0.886	60年	0.981	0.962

②課税標準額を算出

①で算出した各資産の評価額を合算後に1000円未満を切り捨てます。課税標準の特例適用を受ける資産がある場合には、該当資産の評価額にそれぞれの特例率を乗じた額を合算します。

③税額を算出

②で算出した課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

(1000円未満切り捨て) (100分の1.4) (100円未満切り捨て)

※課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。(免税点未満)

実地調査のお願い

地方税法第408条の規定に基づき、申告のあった資産の状況について実地調査をさせていただくことがありますので、御協力をお願いいたします。また、実地調査により申告書の内容に不備な点等がある場合には、修正申告をしていただくようになりますので御承知おきください。

正当な理由がなく申告をしない場合、または虚偽の申告をした場合には罰せられることがありますので、必ず正しい申告をお願いします。(地方税法第385条、第386条)

【種類別明細書（一覧表）の記入例】

・減少資産、修正資産がある場合のみ記入して下さい。

※今年度初めて申告をする方、資産なしで申告していた方、電算処理方式による全資産申告をしていた方は種類別明細書（一覧表）はありません。

令和5年1月1日現在の全資産をプリント出力してあります。

記入する際は赤ボールペンを使用してください。

種類別明細書（一覧表）は「提出用」と「控用」があります。

変更がなくとも、種類別明細書（一覧表）「提出用」を必ず提出してください。

1 減少資産がある場合

①全部減少の場合は、「異動区分」の番号「1」に○をしてください。

②一部減少の場合は、「異動区分」の番号「2」に○をして、正しい金額を記入してください。

2 修正資産がある場合

①資産の名称、数量、取得価額に修正があるときは、「異動区分」の番号「2」に○をしてください。

②修正個所に二重線を引き、その該当上欄に正しい名称、数値を記載してください。

③修正理由を摘要欄に記入してください。

*増加資産がある場合

種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入して下さい。

（注）申告もれが判明した資産についても種類別明細書（増加資産用・全資産用）に記入して下さい。

令和5年1月1日現在の全資産の合計を資産の種類別に集計プリントしてありますので、今年度の申告書を作成する際の参考にしてください。

202037 上田市

令和5年度 種類別明細書（一覧表）提出用

※行政区	住所	世帯	※ページ
※所有者コード			1枚のうち
1212345			1枚目

番号	種類区分	番号	種類区分	住所	法
1	構築物	4	航空機	上田市大手1丁目11番16号	
2	機械及び装置	5	車両及び運搬具		
3	船舶	6	工具、器具及び備品	上田太郎企画株式会社	

（資産の種類欄には、上記の区分番号を記入してください。）

番号	異動区分 減 少 修 修 正 加 増	資産の種類 番号	品目番号 (1点No.)	資産コード	資産の名称 (30字以内で記入してください)	数量	取得年月 年号 年 月	取得価額	耐用年数	※減価残存率	※1月1日現在理論帳簿価額	※5%評価額	※課税標準の特例 率 コード	※課税標準額	※税額の特例 申誤り	摘要
01	1	2	3	1	11	000053	看板	1 4 18 4	1,541,240	20	0.891	229,795		229,795		
02	①	2	3	1	345	1234567	フェンス工事	1 4 23 11	502,600	10	0.794	35,646		35,646		
03	1	2	3	2	615	abcd	太陽光発電設備一式	1 5 02 7	5,000,000	17	0.873	3,566,763		3,566,763		
04	1	②	3	6	67	a8z6g	プリンター	1 4 21 1	243,075	5	0.631	24,307*		24,307		1台減少申誤り
05	1	②	3	6	89	ueda	パソコン複写機	4 4 28 10	945,000	4	0.631	48,614		48,614		
06	1	2	3													
07	1	2	3													
08	1	2	3													
10	1	2	3	1			構築物	2				265,441		265,441		
11	1	2	3	2			機械及び装置	1				3,566,763		3,566,763		
12	1	2	3	3			船舶									
13	1	2	3	4			航空機									
14	1	2	3	5			車両及び運搬具									
15	1	2	3	6			工具・器具及び備品	2				72,921		72,921		
							合計	5				3,905,125		3,905,125		

加除訂正は赤ボールペンを使用してください。

※印欄は記入しないでください。

※注意 平成20年度税制改正で耐用年数省令の見直しが行われ、耐用年数表が変更になりました。そのため、耐用年数を変更する場合は、摘要欄に省令改正による変更なのか、申誤りによる変更なのかを必ずご記入ください。（御不明な点がございましたら、上田市役所税務課諸税係までお問い合わせください。）

【種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例】

・新規で資産を取得した場合や、申告が漏れていた資産を申告する場合は記入してください。

・2枚綴りの複写式になっています。1枚目のみ剥がして提出してください。

〈資産の種類〉 該当する資産の種類を番号で記入してください。	〈資産の名称〉 30文字以内で丁寧に記入してください。 (濁点は1文字として扱います。)	〈取得年月〉 取得年月を記入してください。 ※年月日を記入する誤りが多く見受けられます。ご注意ください。 年号は右の表に対応する数字を記入してください。	〈增加事由〉 該当する増加事由の番号を記入してください。	〈ページ数〉 記入した種類別明細書（増加資産・全資産用）が、何枚中の何枚目にあたるのか記入してください。
番号	資産の種類	年号 数字	番号 増加事由	3枚のうち
1	構築物	令和 5	1 新品取得	
2	機械及び装置	平成 4	2 中古品取得	
3	船舶	昭和 3	3 移動による受け入れ	
4	航空機		4 その他	
5	車両及び運搬具			
6	工具器具及び備品			

令和 6 年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）										提出用						
※ 所有者コード		所 業 氏 名										3 枚のうち						
住民コード		上田太郎企画 株式会社										2 枚目						
1	2	1	2	3	4	5												
行番号	資産の種類	資産コード					資産の名称等	数	取得年月 年号 年 月	(イ) 取得価額 年号 年 月	耐用年数	※(ロ) 減価残存率	(ハ) 債額 年号 年 月	※課税標準の特例 率 コード	※課税標準額	増加事由	摘要	
01	1						駐車場 アスファルト舗装	1	5 05 06	2,500,000	1,0	0.					①・2 3・4	記入する必要はありません。
02	1						緑化施設	1	5 05 03	300,000	2,0	0.					①・2 3・4	ただし、電算処理により全資産申告を行う方は記入してください。
03	1						フェンス	1	5 05 07	100,000	1,0	0.					①・2 3・4	課税標準の特例を受ける資産については「課税標準の特例」欄に特例率を次の例のように記入してください。
04	6	1	2	3	4	応接セット	1	4 31 03	300,000	8	0.					①・2 3・4	(例) $\frac{1}{12}$ の特例 → 112, $\frac{2}{3}$ の特例 → 203 申告もれ	
05	6	P	C	2	2	パソコン	2	5 05 11	500,000	4	0.					①・2 3・4	1台 25万円	

〈取得価額〉 資産を取得するために通常支出すべき金額（資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手手料、据付費等の付帯費用を含む。）を記入してください。									
また、以下の点にご留意ください。									
ア 法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳は、固定資産時の評価上認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。									
イ 事業用と非事業用の両方で使用する資産について、固定資産時の評価上取得価額の按分は認められていませんので、取得価額全額を記入してください。									
ウ 消費税については、税務上採用している経理方式により申告してください。									

〈耐用年数〉 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び別表第4を除く。）に掲げる耐用年数を記入してください。なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。 (短縮認証通知書の写し添付してください。)									
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〈摘要〉 当該資産について次のような事項を記入してください。									
ア 申告もれの資産についてその旨の表示。									
イ 課税標準額の特例がある資産について、その適用条項の表示。									
ウ 耐用年数の短縮を適用している資産についてその旨の表示。									
エ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産にはその旨の表示。									
オ 増加償却を行っている資産にはその旨の表示。									
カ その他、当該資産の価格決定にあたって必要な事項。									

【申告書の記入例】

<p>【1 住所】 【2 氏名】 住所・氏名、フリガナを記入して下さい。(印字されている内容に修正がある場合のみ訂正をし、その理由を申告書右下の備考欄に記入してください。) その所有者が法人の場合は氏名欄に法人名と代表者名を記入してください。</p>															
受付印 年 月 日 申告先 上田市長				償却資産申告書(償却資産課税台帳)											
				第二十六号様式 ※ 所有者 一ド 1 2 1 2 1 3 4 5											
所 有 者	1 住 所 (又は納税通 知書送付先)	うえだしおおて 上田市大手1丁目11番16号			3 個人番号又は 法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認			有・無					
	2 氏 名 (法人にあつ てはその名 称及び代表 者の氏名)	うえだたろうきかく 上田太郎企画 株式会社 代表取締役 上田太郎 (屋号)			4 事業種目 (資本金等の額)	各種商品卸売業 (10) 百万円			9 増加償却の届出			有・無			
		必ず記入してください。 (電話 ○○-○○○○○)			5 事業開始年月	平成16年 5月			10 非課税該当資産			有・無			
					6 この申告に応答する者の係及び氏名	経理課 真田一郎 (電話 △△-△△△△)			11 課税標準の特例			有・無			
					7 税理士等の氏名	武石 税理士事務所 (電話 □□-□□□□)			12 特別償却又は圧縮記帳			有・無			
									13 税務会計上の償却方法			定率法 定額法			
									14 青色申告			有・無			
資産の種類		取 得 価 額													
		前年前に取得したもの(イ)		前年中に減少したもの(ロ)		前年中に取得したもの(ハ)		計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)							
1	構築物	十億 2 043 840	百万 千 円	十億 502 600	百万 千 円	十億 2 900 000	百万 千 円	十億 4 441 240	百万 千 円						
2	機械及び装置	5 000 000						5 000 000							
3	船舶														
4	航空機														
5	車両及び運搬具														
6	工具、器具及び備品	1 431 150		243 075		800 000		1 988 075							
7	合 計	8 474 990		745 675		3 700 000		11 429 315							
資産の種類		※ 評 価 額 (ホ)		※ 決 定 価 格 (ヘ)		※ 課 税 標 準 額 (ト)									
1	構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
2	機械及び装置														
3	船舶														
4	航空機														
5	車両及び運搬具														
6	工具、器具及び備品														
7	合 計														
处理欄 索引 調査 入力 確認 控返送															

【前年前に取得したもの(イ)】
 令和5年1月1日現在の資産の取得価額の合計です。令和5年度申告書の計の欄と同じ額になります。

【前年中に減少したもの(ロ)】
 (イ)のうち、前年中に減少した資産の取得価格について、資産の種類別の合計金額を記載してください。
 ※申告漏れや、移動により受け入れた資産については(イ)ではなく(ロ)に記載してください。

【前年中に取得したもの(ハ)】
 前年に増加した資産の取得価格について、資産の種類別の合計金額を記載してください。
 ※申告漏れや、移動により受け入れた資産については(イ)ではなく(ハ)に記載してください。

【計(ニ)】
 前年前の取得価格の合計(イ)から前年中の減少資産(ロ)を引き、前年中に増加した資産(ハ)を足した資産の取得価額について種類別の合計金額を記載してください。

【3 個人番号または法人番号】
 個人の方はマイナンバーを、法人は法人番号を記入してください。

【4 事業種目】
 事業の目的を具体的に記載してください。2つ以上の事業を行っている場合は、主たる事業種目を記載してください。
 法人の場合、資本金または出資金の金額を記入してください。

【5 事業開始年月】
 個人の場合は開始年月、法人の場合は設立年月を記入してください。

【6 この申告に応答する者の係及び氏名】
 申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記入してください。

【7 税理士等の氏名】
 税理士等に委託している場合は、その方の氏名及び電話番号を記入してください。

【8~14 短縮耐用年数の承認等】
 該当するものに○をしてください。
 有の場合、別途書類を提出していただくことがあります。

【15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地】

上田市内における事業所等、資産の所在地を記入してください。
 2つ以上の資産所在地がある場合はそれぞれの所在地を記入してください。

【16 借用資産】
 借用資産(リース・レンタル)の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には、その資産の貸主の名称等を記入してください。

【17 事業所用家屋の所有区分】
 該当する方を○で囲んでください。

【18 備考】
 増減なし、資産なしの場合、該当する項目を○で囲んでください。また、事業の廃止や承継、組織改変等必要があれば記入してください。